債権者集会招集

平成２５年（フ）第３７００号
大阪市北区東天満１丁目６番16号
破産者　株式会社Ｏ．Ｄ．Ｓ．
１　期日　平成26年６月26日午後２時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成26年５月20日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１２８号
大阪市中央区本町４丁目６番15号
破産者　株式会社ＯＳＣ
１　期日　平成26年６月26日午後２時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成26年５月20日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１２９号
岡山県倉敷市阿知１丁目７番２―801号の２
破産者　株式会社オー・イー・エス
１　期日　平成26年６月26日午後２時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成26年５月20日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２５年（フ）第３６号
山口県岩国市麻里布町５丁目７番31―303号
破産者　堤　　悦子
異議申述期間　平成26年６月30日まで
平成26年５月21日　山口地方裁判所岩国支部

特別清算終結

平成２６年（ヒ）第２０２８号
東京都台東区駒形１丁目４番18号
清算株式会社　株式会社進成
１　決定年月日　平成26年５月19日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

再生手続開始

平成２６年（再）第２号
長崎県大村市木場２丁目578番地７
再生債務者　有限会社竹松運輸
代表者取締役　森　　利幸
１　決定年月日時　平成26年５月16日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年６月27日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成26年８月１日から平成26年８月15日まで
長崎地方裁判所

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２５年（再）第１号
金沢市八日市出町822番地
再生債務者　株式会社東京ストアー
１　決議に付する計画案　平成26年２月27日（平成26年４月23日修正）付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成26年７月16日午後３時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成26年７月９日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成26年７月２日
平成26年５月19日　金沢地方裁判所

平成２６年（再）第１号
長野県大町市平22548番地
再生債務者　株式会社ヤナバ
１　決議に付する計画案　平成26年５月２日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成26年６月23日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成26年６月16日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成26年６月６日
平成26年５月19日　長野地方裁判所民事部

再生計画認可

平成２５年（再）第１号
長野県佐久市長土呂１番８
再生債務者　マルマンフジヤ酒販株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年５月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成26年５月20日　長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（再）第３号
岡山市北区御津矢原1754番地
再生債務者　有限会社御津砕石工業所
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成26年５月19日
岡山地方裁判所第３民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２６年（再イ）第１６号
埼玉県川口市並木１丁目27番36―307号サングリーン西川口
再生債務者　貝澤　邦彦
１　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年６月10日まで
４　一般異議申述期間　平成26年６月24日から平成26年７月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２６年（再イ）第１５号
埼玉県春日部市東中野1489番地７
再生債務者　山田　茂幸
１　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年６月10日まで
４　一般異議申述期間　平成26年６月24日から平成26年７月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２６年（再イ）第８号
千葉県木更津市羽鳥野７丁目８番地17
再生債務者　町屋　貴晃（旧姓福田）
１　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年６月10日まで
４　一般異議申述期間　平成26年６月24日から平成26年７月８日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（再イ）第９号
千葉県木更津市港南台２丁目２番地12
再生債務者　田中　真善
１　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年６月10日まで
４　一般異議申述期間　平成26年６月24日から平成26年７月８日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（再イ）第１１号
千葉県木更津市請西南４丁目１番地22
再生債務者　植木　裕士
１　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年６月10日まで
４　一般異議申述期間　平成26年６月24日から平成26年７月８日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（再イ）第１２号
千葉県木更津市祇園１丁目11番６号
再生債務者　植木ひろみ
１　決定年月日時　平成26年５月20日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年６月10日まで
４　一般異議申述期間　平成26年６月24日から平成26年７月８日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（再イ）第６号
静岡県藤枝市天王町２丁目11番10号
再生債務者　前田　義博
１　決定年月日時　平成26年５月20日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成26年６月10日まで
４　一般異議申述期間　平成26年６月19日から平成26年７月１日まで
静岡地方裁判所民事第２部